別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～四十二南極特別保護地区	（略）
第四十三南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。 二～三　（略） 四　原則として、航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、別記で示した当該地区の指定された露岩部に限り、着陸することができる。 五～六　（略） 七‖　当該地区内で発掘調査を行う場合は、地層と岩石内生微生物群集を保存するため、発掘調査地を適切に管理すること。また、発掘調査後、実施箇所の原状回復に努めること。 八～十二　（略） 十三　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、長期モニタリングに関しては、実施箇所を全地球測位システムで記録し、提出すること。
第四十四～第六十一南極特別保護地区	（略）
第六十二南極特別保護地区	一　（略） 二　原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。また、当該地区に立ち入る場合は、事前に適切な説明及び解説資料の提供を受けること。なお、説明を受けた旨は、事前に環境大臣に報告することとする。

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～四十二南極特別保護地区	（略）
第四十三南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は文化的活動に限る。 二～三　（略） 四　原則として、航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。 五～六　（略） （新設） 七～十一　（略） 十二　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四十四～第六十一南極特別保護地区	（略）
第六十二南極特別保護地区	一　（略） 二　原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。